

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役CEO 安東 俊夫
【住所又は本店所在地】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年5月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	シンバイオ製薬株式会社
証券コード	4582
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
住所又は本店所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
事務上の連絡先及び担当者名	管理部 山口 隆志
電話番号	03-6430-6773

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年4月22日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

(1)金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、提出者が無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合が保有する株券等の数です。

(2)提出者及び発行者は、投資契約により、大要以下のとおり合意しています。

発行者は、提出者が同意した第三者との間で締結した業務提携契約等上の義務として10億円以上の資金が必要な場合に限り、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」という。）に付された新株予約権13個を上限として、その行使を提出者に指示できる。

発行者は、平成30年4月22日以降、普通株式の終値が直近10取引日連続で本社債に付された新株予約権の行使価額の150%を超過した場合は累積で当該新株予約権10個まで、200%を超過した場合は累積で当該新株予約権20個までを上限として、その行使を提出者に指示できる。

提出者は、平成30年4月22日までの間、発行者において組織再編行為、事業譲渡、倒産手続開始申立て、上場廃止、投資契約の重大な違反の決定等があった場合に限り、本社債の繰上償還を発行者に請求できる。

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

(1)金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、提出者が無限責任組合員を務めるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合が保有する株券等の数です。

(2)提出者及び発行者は、投資契約により、大要以下のとおり合意しています。

発行者は、提出者が同意した第三者との間で締結した業務提携契約等上の義務として10億円以上の資金が必要な場合に限り、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」という。）に付された新株予約権13個を上限として、その行使を提出者に指示できる。

発行者は、平成30年4月22日以降、普通株式の終値が直近10取引日連続で本社債に付された新株予約権の行使価額の150%を超過した場合は累積で当該新株予約権10個まで、200%を超過した場合は累積で当該新株予約権20個までを上限として、その行使を提出者に指示できる。

提出者は、平成30年4月22日までの間、発行者において組織再編行為、事業譲渡、倒産手続開始申立て、上場廃止、投資契約の重大な違反の決定等があった場合に限り、本社債の繰上償還を発行者に請求できる。